

今冬期の大雪の被害に遭われました被災者の方で 信用金庫に口座をお持ちの皆さまへ

今冬期の大雪により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

今冬期の大雪により災害救助法が適用されました、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村の信用金庫のお客様に対し、下記の通り、当金庫の窓口にて、預金の払出しをさせていただきます。

皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

信用金庫に口座をお持ちの次の地域の皆さま

- ・ 北安曇郡小谷村
- ・ 上水内郡信濃町
- ・ 下水内郡栄村

2 窓口の手続き

窓口にて、所定の書類に必要事項を記入していただきます。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認のうえ、一定の範囲内での預金の払出しに弾力的に対応させていただきます。

窓口にお越しの際には、ご本人様であることの確認できる書類をご持参ください。

3 本人確認書類

運転免許証 パスポート 各種年金手帳 各種福祉手帳 各種健康保険証
外国人登録証明書

以上

お問い合わせ先

諏訪信用金庫 事務部 TEL:0266-23-1917

諏 訪 信 用 金 庫